

文化部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）

- 日時 2022年6月22日（水）10:00～12:00
- 場所 霞ヶ関ナレッジスクエア（霞ヶ関コモンゲート3F）

■議事録

（北山座長）

それでは定刻となりましたので、ただ今から第4回文化部活動の地域移行に関する検討会議を開催いたします。皆さま、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議も、傍聴の方はYouTubeによるオンライン配信をご覧いただいております。委員の出欠でございますが、金田委員がご欠席となっております。また、今回から委員の交代がございます。団体役員の交代により、長谷川委員に代わりまして、菅野委員です。どうぞよろしくお願ひいたします。

（菅野委員）

よろしくお願ひします。

（北山座長）

なお、本日は、今月6日に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が手交されたこともございまして、スポーツ庁地域スポーツ課から橋田課長に概要をご報告いただくためご参加いただいております。

本日の議事は、次第にありますとおり、「(1) 地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策」、「(2) 地域における文化施設の確保方策」、「(3) 大会・コンクールの在り方」、「(4) 地域の文化活動における会費の在り方」、「(5) 保険の在り方」となっております。それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

（事務局）

資料の確認をさせていただきます。まず、資料のほう、第4回の次第がございまして、次に資料1、本日の議題の1から5に関わる資料でございます。ホチキス留めの15ページまででございます。また参考資料といたしまして、カラーの資料で、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要、こちらが参考資料1、ホチキス留め、横のカラーの資料でございます。そして、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言、こちらが参考資料2として、少し厚い資料となっておりますが、以上3部でございます。以上が本日の配布資料でございます。不備等がございましたら、お声掛けいただければと思います。

(北山座長)

ありがとうございます。資料の方はよろしいでしょうか。それでは、本日は議題に入る前に、まずスポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する検討会議提言についてご報告いただきます。橋田課長、お願いいたします。

(橋田課長)

地域スポーツ課長の橋田でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、参考資料1をご覧ください。運動部活動の地域移行につきましては、昨年10月から有識者による検討会議において具体策をご議論いただきまして、去る6月6日に提言が取りまとめられたところでございます。この提言の主なポイントをご説明いたします。

まず、運動部活動の意義といたしまして、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感の涵(かん)養に寄与するなど、役割を果たしてきたこと。他方、課題といたしましては、持続可能性という面で厳しさを増しており、深刻な少子化が進行していること。また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日を含めた指導が求められたりするなど、大きな負担になっていることなどが整理されております。

これまでスポーツ庁では、平成30年3月のガイドラインを踏まえまして、令和2年9月の時点で、令和5年度以降、休日の部活動を地域移行する方針を示しております。また、中教審答申や国会の付帯決議でも、地域単位の取り組みとする旨、指摘されてきたところです。

そうした中、目指す姿でございますが、1つ目には、この少子化の中でも将来にわたって子どもたちがスポーツに継続して親しむ機会を確保すること。このことは働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながること。2つ目としまして、スポーツは楽しさ、喜びを感じることに本質を持ち、部活動の意義を継承・発展させ、新しい価値を創出すること。3つ目としまして、地域で持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保すること、とされております。

次いで、改革の方向性のとおり、まずは休日の運動部活動について段階的に地域移行をしていくことを基本といたしまして、目標時期としましては、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とされております。一方、関係団体のヒアリングの中では、「なかなか3年では難しいところもある」といったご意見もございまして、この括弧書きにありますように、合意形成・条件整備等のため、さらに時間を要する場合にも可能な限り早期の実現を目指す、とされております。右のほうにありますように、この3年間を改革集中期間としまして、国のガイドライン改訂、自治体の推進計画の策定・実施、公的支援の必要性が整理されております。

また、平日の部活動の地域移行ですが、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の活動の地域移行の進捗(しんちよく)状況を検証し、さらなる改革を推進するとされております。他方、この※印にありますように、学校、地域のさまざまな事情を踏まえて、改革のための選択肢を示し、複数の道筋、多様な方法を強く意識する、とさ

れております。

続きまして、課題への対応についてです。まず、新たなスポーツ環境について、地域に応じた多様な団体等が実施主体として想定されること。特定種目だけではなくて、複数種目も含め、生徒の状況に応じた機会を確保していくこと。また、このスポーツ団体等の充実に向けて、必要な予算の確保や toto 助成などの多様な財源確保を検討すること。指導者については、資格の取得や研修の実施、指導を希望する先生の兼職兼業、指導者を確保するための支援方策の検討などが盛り込まれております。また、学校体育施設の利用については、協議会の設置やルールの方針策定などによる有効活用も盛り込まれております。

右上の大会についてですが、大会主催者に対して、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請するといった内容も盛り込まれております。この点については、既に、日本中体連ではスポーツ団体等の参加を認める方針を決定し、周知がなされているところです。

また、会費につきましては、困窮家庭への支援方策の検討、さらに保険の面では、地域スポーツ対象のスポーツ安全保険について、部活動対象の災害共済給付と同程度の補償額となるよう要請していくという内容も盛り込まれております。

さらに、関連制度といたしまして、学習指導要領の関係では、部活動の課題・留意事項について、例えば、強制加入ではないといった点ですとか、外部人材も活用していくといった点も含めて、通知や解説の見直しを行い、さらに次の改訂に向けては検討を進めるということで整理されております。

また、高校入試については、部活動や地域スポーツ活動からうかがえる意欲、能力を多面的に評価していくこと。また、教員採用配置時に、部活動指導の能力を過度に評価している場合には、それを見直していくという内容も整理されております。

スポーツ庁といたしましては、今回の提言を踏まえて、実践研究の事例集の作成・普及、ガイドラインの改訂、各種通知の発出、部活動の現状に関する調査、概算要求などに取り組む予定です。以上です。

(北山座長)

ありがとうございました。それでは、今のご報告につきまして、委員の方からご質問はありますでしょうか。石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

吹奏楽連盟の石津谷と申します。今のご説明、具体的で非常に分かりやすかったと思います。スポーツ庁が公表されて、私も読ませていただきました。だいぶしっかり進められたのだなという印象は持ちました。ただし、スポーツ庁が公表された中に、今もご説明はいただきましたが、高校の推薦制度が過熱につながるというような内容が書かれていましたが、今回の地域移行の会議の中で、過熱だから入試制度がどうこうという話はスポーツ庁の話合いの中で既に話し合われたのでしょうか。

(橋田課長)

まず、推薦制度につきましても、高校入試の在り方を議論する回がありましたので、そこで論点ペーパーを示して、それを基に議論いただいた結果も踏まえて、こちらのほうで整理させていただいているところです。

(石津谷委員)

今回の地域移行の中でも、そういう話が出たということですね。すると、その話の中で、高校で行われている入試制度が過熱だということで、その制度を検討するということがありますが、今の我々の、地域移行をどうするかを考える会議の中で、入試制度がおかしいから議論するという自体に、現職の高校教師として非常に違和感があります。

まず、いかに地域移行をうまく進めるかという時に、入試制度とか、もう一つ言えば、学習指導要領の部活動削除のこととか、我々が目指していることと違うことが出てきて、それが公の文面の中にも出てくる。これにすごく違和感を覚えます。文化庁の中でもそういう文言が出てくるかもしれない。やはり私はそれに対して、我々にそのような権限があるのか、ということをはっきり考えていきたいという感想を持ちました。

ただ、スポーツ庁の出されているこの提言は、なんとかしようということが非常によく表れていて、これ自体はとても評価できるとは思っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。橋田さん、いかがでしょうか。

(橋田課長)

その点についてですが、当然、今回のメインの課題としては、受け皿の整備方策等ではありますが、それに関わって、1つは入試制度をどうするのかというのは、会議の中でも論点になっていたところです。実際、論点ペーパーを示し、この提言をまとめるに当たっても、初等中等教育局の高校入試担当とも当然連携させていただいて、スポーツ庁のスタンスも踏まえながら、いったんこの形に整理させていただいております。しかし、実際現場向けに周知するときには、改めて初中局の高校入試担当ともよく整理をしてお示ししていく必要があると思っています。当然、この点については、スポーツ庁だけでは判断できない要素がありますので、現場向けに分かりやすい形での周知というのは、初中局と一緒にやっていきたいと思っています。

また、学習指導要領の取り扱いなのですが、むしろ非常に論点になったところです。今でいうと、部活動は指導要領の中の学校教育の一貫という位置付けですが、今後、地域のスポーツ活動として、学校教育から離れていくという中で、この地域スポーツ活動の位置付けがどういう形になっていくのか、スポーツ庁の場合でいいますと、社会教育なのかスポーツなのかということになります。この本文の中では、社会教育の一貫として捉えられる面もあり、か

つ、スポーツの一貫として位置付くものであるといったような整理もしているというところ
です。

(北山座長)

よろしいでしょうか。他の方、ご質問ありますでしょうか。大坪委員、どうぞ。

(大坪委員)

1つお尋ねしたいのですが、2ページ目の多様なスポーツ環境の在り方とその構築方法の
中に、実施主体という形で、多様なスポーツ団体等として民間事業者等も入っているかと思
います。この民間事業者といった場合、営利目的を考える企業、例えば、スポーツクラブを
営利目的で運営するというような、ヨーロッパ辺りにはかなりあると思いますが、そういつ
た団体も参入することを想定していると理解してよろしいでしょうか。

(橋田課長)

その点については、排除してないところにして、実践研究の中でも、この受け皿の中で、
民間事業者の方で取り組んでいただいている事例もあるところです。

(北山座長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他の方は、いかがでしょうか。熊谷委員、
どうぞ。

(熊谷委員)

今の学校が支える仕組みだといずれ立ち行かなくなるので、その前に地域で支える仕組
みに変えていこうということだと思います。われわれとしても、運動部活動と共通する部分
と、あるいは、文化の特殊性とか固有性によって、運動部とは少し違うという面を分け
て考えることで議論が進むと思うのですが、質問したいのは、日本の仕組みはかなり、世界
からいうと、固有の仕組み、学校が背負っている部分が大きい活動だと思うのですが、何か
モデルとすべきというのは、これは参考になると、例えば「フィンランドではこのよう
に行っていてうまくいっている」とか、なにかベンチマーキングできる世界のモデルにでき
そうな例というのは議論に上がらなかったでしょうか。質問です。

(北山座長)

はい、いかがでしょうか。お願いします。

(橋田課長)

確認ですけど、今回の検討にあたって、海外のどの事例を参考にしたかという意味でしよ

うか。

(熊谷委員)

何かモデルとなるようなものを見つけましたか、というか、そういう質問です。

(橋田課長)

例えば海外のドイツなどは、かなり地域のスポーツクラブが盛んですが、元々総合型の仕組みというのは、そういう状況も参考にしながら取り組んでいます。今回の部活動の地域移行については、部活動そのものが日本オリジナルのところがありますので、学校の中でやっていた部活動を、さらに地域が受け皿としてやってくという中で、さらにどういう仕組みでやっていくかというのは、まさに日本の独特の文化、経緯、今の仕組みという中で検討しないといけないところがありました。広く地域活動の取り組みという意味では、当然諸外国の状況は、スポーツ庁としては日々いろいろ参考にしているところはありますが、この論点に関わる検討については、日本の実態、現場の状況も踏まえたところを中心に検討をさせていただいたところではあります。

(熊谷委員)

はい。ありがとうございます。

(北山座長)

ありがとうございました。他の方、よろしいでしょうか。どうぞ。

(齊藤(忠)委員)

信州大学の齊藤です。よろしくお願ひします。大変分かりやすくご説明いただいたのですが、1点教えていただきたいことがございます。休日の部活動の移行ということであるのですが、改革の方向性のところに、「平日の部活動においても、できることから地域移行へ」というように書いてあります。部活動の実際のこと考えると、平日も休日も運動することが多いので、現実的には平日の移行も奨励するという方向なのか、それとも「できることから」という、この言葉どおりなのか、その辺りスポーツ庁さんがどういうニュアンスで発信していくのでしょうか。

(橋田課長)

この検討会議の中では、将来的には平日も含めてそういう方向を目指していくということも一部盛り込まれております。一方、平日も含めてというふうになりますと、それこそ「もう学校から部活動がなくなるのか」といったところから始まりまして、指導者の確保もどうするのかということを含めて、休日以上に、さまざまな論点をクリアしていかないと

いけないところがあります。その中で、まずは当面この一番課題の大きい休日、また、地域の環境整備の中でも、まだ何とかスポーツ団体の協力も得てやっていけないのではないかと、ということで休日をターゲットにしております。ただ、その際、ご指摘のとおり、部活動が横スライドをして、指導者が変わったときにどうするかというのは、例えば、今、スポーツ庁の実践研究でやっている中では、平日の学校の顧問と休日の指導者、これがミーティングを行い、連携を取り合って、指導方針等でも齟齬（そご）が生じないような工夫をされているところもあります。

あと、もう1つは、全く違った発想で、休日は、むしろ平日にやっているものとは違う種目、特に、室伏長官は、子どもの頃というのは多様な種目、レクリエーション的なものも含めて親しませることが、その後の競技力の向上につながってくるということも、強い思いも持っています。そういう意味で、単に横スライドに限らず、多様な種目を提供するような場も、スポーツ庁としては今後奨励していきたいと考えております。

(齊藤（忠）委員)

ありがとうございました。

(北山座長)

はい、石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

すみません。これは質問というよりは教えていただきたいのですが、スポーツも文化も同じだと思いますが、今、この計画を進めようとする、やはりお金がかかりますよね。スポーツ庁の提言には、具体的に toto 助成とか、お金を出してくれそうなどころを書いているのですが、これは toto の助成は受けられるとの確証みたいなものがあって書かれているのか、これから努力する、または以前の資料に書かれているような、民間企業から協賛金のような寄附金をもらえばいいのではないかと、くらいのある程度民間企業も出してくれるのでは、という淡い期待があつてこういう文面を残しているのか教えていただけますか。

(橋田課長)

ありがとうございます。まず、toto 助成の関係で申しますと、総合型地域スポーツクラブを立ち上げるときにも、現行の仕組みの中でも toto 助成を出す仕組みになっております。ただ、今後、部活動の地域移行に伴って、受け皿になるような総合型地域スポーツクラブ、それ以外の団体含めてですが、これをどういうふう支援するかというところは、これはスポーツ庁の検討会議の中でも、単に toto 助成ですと、いわゆるスポーツ振興センターのくじの売上を元にやるような形になってしまいますので、きちんと国費支援、国費の確保をすべきではないかという意見もありました。そういう中で、このスポーツ団体のところでは、

必要な予算の確保や toto 助成を含む多様な財源確保の検討ということで、今後この点については、8 月末の概算要求に向けてスポーツ庁内でもどのような仕組みでやるのかの検討を進めているというところです。

また、この提言の中では、企業の寄付金もその中のパッケージの 1 つとして想定するということもありましたので、ここは自治体ですとか民間向けにも、そういうアピールは、私どもとしてもしていきたいと考えております。

(石津谷委員)

ありがとうございます。

(北山座長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、特にございませんようでしたら、ご質問はここまでにさせていただきます。橋田課長、お忙しい中お時間を頂きまして、ありがとうございます。ご報告いただきました運動部の提言も参考にしながら、この後議論を進めてまいりたいと思います。橋田課長は、ここでご退席となります。ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。議事 1、2 についてまとめて進めてまいります。流れといたしましては、議事 1「地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について」と、議事 2「地域における文化施設の確保方策」について事務局からご説明いただいた後に、各委員の皆さまから現状や方策についてご意見等を頂戴いたします。それでは、事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局です。資料 1 に基づいて、ここからの議事、ご説明を申し上げたいと思います。こちらにつきましては、前回と同様、スポーツ庁の提言をベースにしまして、先ほどもご指摘がありましたとおり、文化特有の課題など、そういったものについて必要に応じて加筆修正するというような形で、案を作っているところです。

それではまず、今、座長からございました 7 ページまでのところを説明してまいりたいと思います。まず 1 つ目、「地域における文化芸術団体等の整備充実」、それから、「指導者の質・量の確保の方策について」ということで、まず 1 ページです。前置き、総論の部分になります。文化部の地域移行の受け皿として、組織的なものとしての地域団体、教室、それから、地域によっては芸術系の大学、それから、個人に着目するという意味では、団体に所属している会員など、こういった方が外部指導者となるというふうなことが考えられる。そして、都市部でも地方部でも、どの地域においても、事例にもありましたような ICT 活用ということも含めて、団体等の十分な整備、それから、質・量共に十分な指導者の確保が必要、としております。また、現在、学校の部活動指導になっている教師の中には、地域での

指導を希望する方もいらっしゃいますので、そういった方が引き続き地域で指導を担えるようにしていく必要ということについても、前置きの所で述べております。

具体的なところ、1. です。立て付けとしては、全て「①現状と課題」、「②求められる対応」というふうに整理をしています。まず、「①現状と課題」の一番上の丸です。団体連携に関して述べております。地域の実情に応じて、多様な実施主体を想定しながら整備充実を進める必要があるけれども、実態として、団体連携の実績について「特段連携をしていない」と回答している公立中学校の割合、少し古いデータになりますが、51.4%、こちらはスポーツも含めての数字です。そういう意味では、団体と学校との連携が十分でないところが多い、としております。

2つ目の丸、そういった状況の中、前回事例の発表もそうですが、地域移行に向けての取り組みとしては、学校で外部指導者による指導が行われる状況、そういったことも見られる中、地域において、専門性、それから施術能力を有する指導者の確保が必要ということ。その方々におきましても、生徒の安全確保、それから暴言、暴力、行き過ぎた指導等々、そういったものの根絶が強く求められる、としております。

続いて、3つ目の丸。指導者確保も含む地域での環境整備充実につきましては、文化庁の実践研究を進めているところ、それから、自治体・地域で独自取り組みをしているところなど、積極的に取り組んでいる地域もあるという現状を述べております。

後段ですが、具体的な取り組み内容としましては、前回の事例発表にもありましたとおり、既存、もしくは新たに立ち上げられた法人、受け皿になっているもの、あるいは地域の楽団、伝統芸能等の団体と連携して外部指導者が派遣されているもの、あるいは教師等が兼職兼業許可を得て指導に当たっている、こういったさまざまな事例があるというふうな現状としています。

「②求められる対応」ですが、実践事例のように、文化部活動の実態を踏まえて、団体等と連携して人材バンクを設けて外部指導者を派遣する。あるいは、指導者確保が困難な地域では、ICTを活用した合同練習等々をすることをしています。こういった事例を参考に、実施可能な部分から少しずつでも取り組みを行っていくことが考えられるのではないかとこのようにしております。

2 ページ、1つ目の丸になりますが、こういった指導者の質の確保としての観点からは、事例としては、専門家による合同練習会の実施、外部指導者向けの研修動画の作成によるような事例が見られたというところ、それから、地域でそれぞれの実情に合った、こういった次代の指導者の育成ということを取り組むことが考えられるのではないかと。その際に、文化部活動へ留意する必要がある著作権についても、ということで、文化特有の課題として、ここは加筆をしているところです。

2つ目の丸、国は各地方自治体の参考になるよう事例を資料としてまとめ、提供するというところ。自治体におきましては、地域の実情等を踏まえて、そういった事例も参考にした取り組みを着実に進めていくことの必要性ということを述べております。2 ページ下の、一番

下の丸ですが、取り組み推進の基盤のことについて触れております。そういったために、各市町村の文化振興担当部局、組織・団体、学校等がきちんと緊密に連携していけるような、定期的・恒常的な連絡調整を行える場などの体制整備、その必要性について述べております。そうした委員会等において、地域での活動中のトラブル等々の管理責任の主体ということも、論点としてきちんと明確にしておく必要があるというふうにしております。

3 ページ、2. に入ります。団体等への支援ということで、まず、「①現状と課題」の1つ目の丸です。生徒に対して親しむ機会が確保されるよう団体整備を進めていく必要性の前文です。2つ目の丸の所ですが、国による地域団体等への支援ということで申し上げますと、学校や地域における子どもたちの文化芸術に親しむ機会の充実というふうなことに向けては、かなり充実した文化庁の事業があります。そういった中には、文化部活動の地域移行に向けた事業も含まれておりまして、こういった事例によって実践の創出の蓄積がされているというふうなところで。

「②求められる対応」ですが、地域移行に向けてこういった団体等については、この機会に、ある意味、対象生徒や活動充実を図るチャンスでもあるわけですので、運営体制の整備、人材確保ということについては、自立して持続可能な運営ができる育成を促すということは基本ではありますが、インセンティブとしても、先ほど申し上げたような予算の充実を検討する必要性ということを明記しています。併せて、団体等におきましては、自治体や学校との連携というふうな観点からも、透明性の確保、それから、説明責任ということが必要とするというふうにしております。

続いての丸。また、公的な支援だけではなくて、先ほどのスポーツ庁のお話にもありましたが、文化の枠組みでも楽器などの寄付ですとか、あるいは、地域振興のための基金設立とか、そういったことを地域の実情に応じて支援体制を整備する必要性というところについても述べております。

最後、求められる対応の丸でございますが、支援の在り方については、地域の実情に応じてさまざまは方策があるだろうと。そういった中で、文化庁においても参考資料としてもまとめまいりますので、自治体においてもそういった事例を参考にして取り組みを進めていただくというふうにしてございます。

「3. 兼職兼業等の在り方」につきましては、これは本当にスポーツ庁と同じような記載にしております。あまりこのところでぶれるとまずいなというふうに思っております。まず、現状と課題ですが、地域で優れた指導者確保、これは過渡期においては、質・量ともに十分な指導者の確保というところが課題になるでしょう、ということ述べております。3 ページ、一番下の丸、公立学校の教師等の中には、専門的な知識・技量、指導経験があり、かつ、地域での指導を強く希望する方もいらっしゃるというふうなところで、こういった方々が兼職兼業の許可を得ることによって地域指導ができるようにする。そういった協力が得られれば、当然ながら、地域文化芸術振興の観点からも効果的だろうというふうなことを述べております。こうした地域活動に従事することを希望される教師等につきましては、団体

の業務に従事するということになりますので、公務員法、あるいは、教特法の規定に基づきまして、報酬を受けて行う場合などについては任命権者の兼職兼業の許可が必要となるというふうなことです。

続いての丸。一方で、本来業務への影響が生じないようにすると。あるいは、過重な負担とならないようにする必要ということも必要としております。また、教師が実際には指導を望んでいないのにも関わらず、同調圧力等による許可申請といったことは防げないとならないというふうな留意点を述べております。

続いての丸。居住地、あるいは、勤務地域での指導ということが想定されるわけですが、その際、勤務地域で指導する際には、異動・退職等に伴い、そこで指導者を辞めてしまうということもあり得るだろうというふうなことで、現状の課題として書いております。

「②求められる対応」ですが、こういった観点から、希望する教師については兼職兼業許可を得られるようにする必要性。続いての丸の所ですが、地域指導につきましては、雇用契約を結んで指導に従事させるというふうな場合だけではなくて、業務委託契約等による場合ということも想定されるでしょう、としております。兼職兼業につきましては、現行制度下でも各教育委員会等の判断で可能になっておりまして、それに関しましては令和 3 年 2 月の通知でお示しをしています。その通知の中では、雇用された指導に従事する場合のみを想定したような通知になっていますので、先ほど申し上げましたような業務委託契約、こういった指導に関する、担う場合についても、今後、国から周知を図ってまいりたいというふうに思っております。なお、という所で、この業務委託契約につきましては、厚生労働省のほうでガイドラインが出ておりまして、そこでの留意事項等々もありますので、そこに留意した上で、われわれも周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

4 ページ、一番下の所です。各教育委員会等においては、指導に関して高い能力、意欲がある教師等が、地域において指導に従事して、指導力を十分に発揮できるような兼職兼業の運用というところについて整理をいただく必要があるというふうに思っております。5 ページ、1 つ目の丸になります。その許可をする際には、本人の意志を十分に確認すること。あるいは、先ほども申し上げました、勤務校等における業務内容負担も勘案して許可するというふうなことを、国から改めて教育委員会等に対して周知をしてまいりたいと存じます。

それから、最後、地域指導に従事する際には、先ほどの異動の話ですが、異動・退職にかかわらず、やはり継続的に同じ指導に携わるというふうなところは、子どもたちにとっては安定的で望ましいとしております。団体等につきましても、雇用等をする際におきましては、教育委員会等とも連携して、継続的・安定的に指導者確保できるような留意が必要ということ。それから、管理体制の明確化。こういったことについても配慮が必要というふうにしておるところです。

続いての論点、「地域における文化施設の確保方策について」というところで、6 ページ、7 ページにわたって記載をしています。まず、現状のデータです。文化部活動の地域移行の活動場所としましては、学校の教室、体育館以外の候補としましては、社会教育施設、それ

から文化施設が考えられると。公民館は、全国で約1万4,000ですので、市町村における設置率という意味では8割を超えており、比較的高いと。その他、劇場・音楽堂、生涯学習センター、こういったものについては、それぞれ1,800、500というふうなデータです。子どもたちが、生徒が、地域において親しむ機会を確保するためには、十分な数の施設の確保が不可欠としております。

「1. 想定される文化施設」ですが、まず「①現状と課題」、上記の社会教育施設、文化施設が受け皿になるということも可能です。事例もあるが、近くに施設がない、あるいは、文化部特有の課題としまして、例えば、楽器の搬出入の問題、こういったところで、学校の音楽室などで活用している場合も多い、としております。「②求められる対応」ですが、そういった現状も踏まえて、引き続き中学校の音楽室、美術室等の施設ということもありますし、社教施設、あるいは文化施設、さらには、小学校、高校、特別支援学校、廃校施設などの利用ということも教育委員会におきましては検討していただきたいというふうに思っております。

2. です。「円滑な学校施設の利用促進とその管理の在り方」としております。まず、「①現状と課題」ですが、一番上の丸、引き続き小学校施設の利用ということも想定されるわけですが、体育館も含めて、多くの団体等が学校施設を利用することになりますので、利用ルールの改善、団体間での調整が必要となります。続いての丸ですが、規則に関わる課題ということを書いておりますが、学校施設利用の規則におきましては、営利目的が認められないというふうなところ。例えば、地域住民を受け入れようとするような民間事業者等の文化教室、先ほどのお話にもありましたが、そういったところが、学校施設の利用が認められない可能性があるというふうな課題があるかと思えます。

「②求められる対応」ですが、地域移行に協力しようとする多様な団体等が施設を円滑に利用できるように、文化振興の担当部署ですとか教育委員会、それから団体等が連絡・調整するための協議会の設立。7ページ行っていただきまして、その場でさまざまな団体向けの利用ルール等を策定すること。あるいは、学校の負担なく利用の割り当ての調整を行う仕組み、こういったことをしていく必要があると。必要に応じて、こちらも、現状では部活動はある意味学校の中で行われている所が大半でございますので、そこは運動部、文化部というふうに分けることなく、地域スポーツ部署担当、あるいは、スポーツ団体といった所も併せて一つの協議会にするといったことで調整していくということも考えられるというふうにしております。その際の参考事例というふうなことにつきましては、文化庁の策定した方針、あるいは、スポ庁のほうの学校体育施設の手引き、こういったものも参考にさせていただければというふうに思っております。

続いて、7ページの丸の一番上になりますが、そういう中で、学校の正規の教育課程である授業を除いて、放課後、休日の時間帯は、音楽室、美術室などの、中学生をはじめとする地域住民のための文化施設としての利用促進ということも考えられるだろうというふうにしております。その際、先に述べました営利利用を一律に認めない規則、そういった運用を

行っている自治体におきましては、地域移行を推進するために、民間事業者等に対して学校施設の利用が可能となるような規則改正、運用改善ということも検討する必要性というところを述べております。また、最後の所、地域移行に協力するために、中学生等をはじめ地域住民を対象とする文化活動を行う団体等に対しましては、学校施設、あるいは社教施設、文化施設等について、低廉な利用料を認めるなどの負担軽減のための措置、こういったものを検討する必要があるだろうというふうに記載しております。以上です。

(北山座長)

ありがとうございました。資料1に基づきまして、7ページまでの2つの議事についてご説明いただきました。どちらからでも結構ですので、委員の皆さまからご意見を頂戴できればと思います。ご質問につきましては事務局のほうからお答えいただきますので、よろしくお願いたします。石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

ちょっと文言上のことをお聞きしたいんですが、資料の中に「求められる対応」という項目がありますが、大体の語尾が「考えられる」とか「必要である」と書かれてあるのですが、2ページの上から2行目には「考えられるのではないか」という書き方で、表現が少し弱い感じになっています。この「られるのではないか」という言葉に何か意図的な意味はあるのでしょうか。

(北山座長)

はい。ご質問ですね。お願いたします。

(石津谷委員)

弱い言い方かなという感じがして。

(事務局)

すいません、おそらく、あえてここを書いたというところでもないのですが、前段の1ページの所で、まさに前回事例発表いただいたようなものを入れておりますので、そういったところで、他よりも少し、事例発表をいただいた部分的なものを踏まえての、「ではないか」というふうな投げ掛けにしているという程度のもので。

(石津谷委員)

もし、これがそのまま後の提言書の文面になるのだったら、若干、読んだ人、「ここだけどうしてこうなのだろう」と違和感がないかなというふうに、読み手からすると感じたので、少し発言させていただきました。

(北山座長)

ありがとうございます。ご意見としては、この文章の終わり方といいますか、説明の仕方について工夫していただきたいというご意見かと承りました。他の方、いかがでしょうか。野口委員、どうぞ。

(野口委員)

東京都の中学校演劇教育研究会という団体があるのですが、もう 60 年以上続いている団体で、演劇教育に熱心な先生たちが立ち上げて今日ここまで至っているというもののなのです。脈々と熱い思いが続いていて、若い先生方が今引き継いで頑張っているところなのですが、やはり多忙感もあり、なかなか演劇部の数が減ってしまう等々、厳しい面もあるのです。今、ここに書いてくださったことは本当にありがたいことで、私の身近な例では、やはり外部指導員をばんばん学校に入れて、先生たちが授業をやりつつ指導員が演劇部を指導しているという学校が確かに増えてきています。それから、もう 1 つは、卒業生がプロになって学校に帰ってきて、指導を手伝ってくれるというケースもあります。また近々では、非常に熱心に指導していた先生が定年におなりになって、その後地域の指導員になって子どもたちを集めて指導しているという、最先端な動きもお聞きしております。ですので、今これを読ませていただいて、今後こういう方向になっていくのかなというふうに感じました。感想でございます。

(北山座長)

ありがとうございます。ご意見と共に貴重な情報も伺いました。ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。では、富士道委員のほうから。

(富士道委員)

全日本中学校長会事務局の富士道でございます。まず 1 点、質問です。2 ページの上なのですが、1 つ目の白丸、著作権についても理解を深められるようにすることが重要だという、大変これは重要な指摘だと思いますが、具体的にこれは誰がどういうふうにして著作権について理解を深めさせるのかという、なにか想定があればお聞かせください。

(北山座長)

はい。では、これはご質問ということで、事務局からお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。著作権に関しては、著作権教育ということでは、学校の先生方におかれましては、おそらくかなり浸透しているというふうなところがあるかと思えます。一方で、学校の先生が顧問をしなくなるというふうなところに関しまして、その部分の配慮

事項かなというふうに思っておりまして、そういう意味では、学校の先生が受けていらっしゃるような著作権教育というふうな指導、ガイドブックとかそういったものについて、きちんと外部指導者の方についても同様に理解を深めていただくような機会というものを設けていく必要があるだろうというふうな問題意識でございます。

(富士道委員)

著作権についての指導は「やっぱり学校でやってください」ということになってしまったら地域移行ではなくなりますので、学校と切り離れた所でこの著作権についての指導や周知ということについてやるということは明確にしておくことが重要だろうと思います。

次に、これは意見なのですが、5 ページの所、2 つ目の白丸の、異動についてということで、これは大変重要なポイントだと思います。特に、県費職員であれば、当然都道府県教育委員会の異動要項や異動の方針というものと矛盾しないことが重要です。当然、本人の意志もそうですし、学校長の学校経営の方針にきちんと準拠して異動というのは行われるわけですので、この下から 3 行目にも、「教育委員会等と連携し」という文言が入っていますが、ぜひこれ、都道府県教育委員会の異動の方針と矛盾がないようにやっていかないと、なし崩しになってしまう可能性ありますので、そういうことも必要かなと思っています。

次に、6 ページ、7 ページの文化施設の確保の方策という内容です。先ほど少し触れられましたけれど、学校というのは決して音楽室や美術室など文化系の教室だけを貸し出しているだけではなく、当然、貸し出しの対象は体育館や校庭もあるし、武道場もあるというようなことです。学校はいろいろな施設を管理して、それを貸し出ししているわけです。具体的には、各学校の副校長、もしくは教頭が、その窓口になって調整をするとともに、団体には登録をいただき学校の年間行事予定表をお渡しして、「この間は使えませんよ」、逆に「ここは使えますよ」というようなことも明確にしながら貸し出ししているというのが現状なのです。

文化部活動であろうと運動部活動だろうと、学校の施設の貸し出し窓口は1つですので、当然調整をどこがやるのかということが重要です。「文化部活動についての窓口はこうですよ」「運動部活動の貸し出しはこうです」ということになったら大混乱をしますので、これはやはり一元化していかないといけないと思っています。

学校施設というのは、やはり地域の共有地、コモンズだと思います。つまり、時間帯によって子どもたちがいれば学校教育の場でありまして、そして放課後になれば放課後の活動があるし、そして夜間や休日であれば、これは当然子どもたちではなくて地域の方が使う、まさしく学校施設は地域の共有地ですから、そういうような考え方を持っていけば、学校が全部やるわけではないわけですから、貸し出し方法や管理含めて、一元化をして整備をしていくことが重要かなと思っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございました。学校現場特有の異動の問題ですとか、あるいは、施設の貸し出しの方法ですとか、そういうことについて貴重なご意見を伺いました。頂いたご意見は、今後の方針に生かしていただきたいと思っております。他の方、いかがでしょうか。齊藤委員、どうぞ。

(齊藤(勇)委員)

日本地域部活動文化部推進本部の齊藤です。私は今、実際に掛川市で地域部活動を、特に社会教育施設を利用してずっと活動をしております。そういう中で、この2番目の「地域における文化施設の確保・方策」というところとつながる部分が多いかと思っておりますので、私どもの経緯とか、実際の地域の実情も含めて、触れさせていただきたいと思っております。

1つは、私どもが最初に地域部活動を5年前に立ち上げた時は、もう何度も申し上げておりますが、静岡県の助成金がありましたので、地元の自治体や利用施設が使用料を減免するとかということは全くなくて、県の助成金だけで当初は行っておりました。そのうち活動が理解され浸透してくるに従って、令和3年度から、この社会教育施設の指定管理者の企業が「社会貢献」、企業のCSRの観点で共催いただき、利用料金をほぼ半額に近い金額で、事実上の減免していただいています。減免の手続等は、おそらく市の施設ですので条例とかいろいろな決まりがあって、きちんとした取り決めがあると思われまます。条例の中での対応ではなく、社会教育施設の共催という形で、ほぼ半額で使用させていただいています。文化施設の場合は、吹奏楽部とか合唱部もそうだと思うのですが、演劇部とか、舞台装置や備品を使うにあたり付帯設備費用というのがありまして、ホールの基本使用以外に、音響、照明などいろいろ使いますと相当な金額になります。「どんなに使ってもいいから、これだけでいいですよ」というような形で共催いただいています。

そこに至るまで、私どもは数年間かけてやってきたのですが、「低廉な価格で」という記載がございますが、地域移行に協力するからということで、最初からそういうふうにしていただければ最高なのですけれど、そこが実際どれだけ自治体の中でご理解が進むのかというのは、非常に気になるところです。そこを、いろいろな関係団体と協議会等を設立するというのを推奨されていて、各自治体に全て任せるというのもありかもしれませんが、ある一定部分はやはり国が指針を出して、その方向に協力していただけるのであれば、ぜひ積極的に各自治体や社会教育施設で減免等について考えてほしいというような、結構「強め」のメッセージを発信されたほうが良いのではないだろうかと思っております。

もう1つは、営利団体が担う場合、社会教育施設など公共施設の中には、まず市内の団体なのか市外の団体なのかによって料金が違う、次に、営利団体か非営利団体かによっても違うといった料金体系があるかと思っております。ですが、そういう中で、営利団体が入ってきて、そこに安く貸してしまうのですか、ということも出てきます。こういった、いろいろなハードルが結構あるかと思われまます。ですから、その辺りも含めて、自治体の場合によっては条

例を改正するのかどうか、そこまで踏み込んでいくには、やはり国から相当強い何らかのメッセージが発信されなければ、なかなか難しいのではないかなと懸念いたします。

あと、公民館の例が書いてありました。公民館は、私が知っている地域の範囲では、特に休日の日中は、地元のサークルなど、いろいろな団体さんの利用されていて、稼働率が高いです。私どもが今地域部活動をやる場合も、公民館は競合が多く、候補にはなっておりません。安定して確保をして活動が継続的にできるということが、一つの条件になると思います。ですので、もし、公民館をとということであれば、それこそ本当に自治体が地域ぐるみでという大きな枠の中で、そこに加えて更に国からの強い方針とかメッセージもある中で、前々から協議が必要かと思います。そのようにしていかないと、「これからは、公民館のこの日はこの地域部活動に当てます」といったようには、なかなかならないかと思います。意見になりますが、やはり国、文化庁から強いメッセージを出していただかないと、なかなか自治体レベルや地域レベルではなかなか難しいことではないかと。場所の確保に関して思います。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。学校施設の利用に続きまして、公民館等の地域の施設の利用、それから営利団体か非営利団体か等によって使い分けの難しいところがあるというご意見でした。それについて、国からも積極的ななんらかの方策を示す必要があるというふうに伺いました。

すいません、先ほど挙手いただきました大坪委員、お願いします。

(大坪委員)

意見を2点、言わせていただきます。まず、兼職兼業についてです。これにつきましては、3ページに「地域移行の過渡期である」と示されています。ここはやはり明確に今後の提言の中でもはっきりしていただきたいと考えます。要するに、兼職兼業の状態がこの地域移行の理想的な姿では決してないのだというところをはっきりしていただきたいということです。

兼職兼業が今現在どの程度行われているかということについてのデータは多分ないかと思うのですが、兼職兼業を教育委員会が認めるとすると、例えば学校行事である修学旅行等の引率と大会等がぶつかるかということは今も起きているわけです。そういったときに担当教員のほうから、私は兼職兼業の一つの業務として部活動指導をやっているから、大会引率を私の業務ですと言われた場合に、学校長さんの判断として、あなたは教員なのですから、特に学年主任なのですから、修学旅行に行ってもらわないと困りますというところの判断とか、そのことがトラブルのもとになってきますし、実際起きているという話も聞きます。ですから、兼職兼業の場合の第一義は、本務校である教師として学校に勤務していることであって、兼職兼業として部活動指導を認めるならば、それは第2番目なのだということ

をはっきりさせる必要があるということが一つです。

それから、もう一件は先ほど説明がありましたように、営利団体や営利企業をどのように扱うかということに関してです。資料では学校の施設の貸し出し等についての中に、民間企業、営利団体は除くというような形になっていることに関して緩和の方向が示されており、それを進めるべきだと思っています。もっと言うならば、この資料の最初のところに示されている施設の利用を調整する組織の部分を読んでいくと、民間の営利団体は削除というか排除されていくようなイメージが、感じられます。ただ、将来的には企業が文化芸術を、営利を目的とする企業活動として捉えていくということも、これはあり得ると思っています。当然、先ほど話しましたドイツとかフランスあたりではそういった企業も出てきております。日本の企業の中でこういった文化芸術活動に参加するとなると、一般的にいわれている企業メセナといわれるような、資料の中にも楽器の貸し出しだとか寄付だとか出てきていますが、その段階です。しかしながら、社会活動の一環として文化芸術を捉えた場合には、企業活動もあり得ます。だからそこを全く排除するということはできないと思っています。ただ、今この段階でそれを仮に認めてしまうと、スポーツよりもさらに脆弱な文化芸術施設であり、組織も非常にか細い中においては、企業に席卷されてしまう可能性もあります。ここで支援すべきは、NPO 法人であり、自治体であり、公的機関に近いところを中心に支援すべきであると思います。ただ、民間企業、営利企業を排除するというのも私は、それはできないだろうというふうに思っています。以上2点です。

(北山座長)

ありがとうございました。2点重要なご指摘をいただいたと思います。1点目は、兼職兼業についての学校での扱い、2点目は、営利団体をどのように扱うかということです。1点目の兼職兼業につきましては、先ほど富士道委員のほうからもお話がございましたが、何か富士道委員のほうから付け加えていただくようなことはありますでしょうか。

(富士道委員)

学校の業務を第一義にする。これは当然だと思います。例えば教育委員会の判断で、いろいろな日程で重なれば認めないと思うのです。今、宿泊行事があったのに、どこかの引率って、これがもしあれば、通常は教育委員会としては認めないと思うのですが、やはり、根本的に学校が第一義だという考え方というのが重要だと思います。

(北山座長)

ありがとうございます。大坪委員のご指摘と同じお考えと伺いました。ありがとうございます。2点目の営利団体の扱いについてですが、これも重要なご意見として伺いましたが、これにつきまして事務局のほうで何かお答えできるものは今ありますでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。営利団体の扱いにつきまして、ここで述べているのはあくまで一律に排除しているようなものについては、きちんとその部分を、まさに大坪委員が言っていただきましたように、社会貢献、地域貢献という観点から、中学生が活動に参加するようなものを受け皿となるような法人につきましては、きちんとそういった施設の活用というふうなところの利用も認めるというふうな方向での議論を進めていただきたいというふうなことです。

それから、齊藤委員から頂きました、国からの強いメッセージというふうなことも、補足的にお話し申し上げますと、ご指摘ももっともかなというふうに思っております。文化庁におきましても、ここ数年ぐらいですが、自治体の文化関係の部局と定期的に情報共有をするような場面も設けておりますので、そういった場面も活用したいと思っておりますし、それから重ねて申し上げますと、施設に関しましても、特に公立文化施設に関しましては公立文化施設協会というふうな全国的な組織もありますので、そちらの方面からも働き掛けを行ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

(北山座長)

ありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。どうぞ、菅野委員。

(菅野委員)

合唱連盟の菅野です。今回、初心者なものですからの外れなお話をするかもしれません。今の兼職兼業のことに触れてまいりますが、まずこの発想は、全体的にやはり都会型の発想になっているということが一番です。私は、福島県の合唱連盟の理事長もしておりますので、首都圏、あるいは関西の大都会と同じように地方は進んでいくのが大変に難しいと思います。例えば一番は、地域文化部活動クラブの指導者の問題です。これが、例えば東京だったら、われわれの連盟で言えば合唱指揮者協会というのが組織でありますし、たくさんの合唱指揮者という方々がいらっしゃるわけです。でも、例えば福島県の例で言えば、合唱でなりわいを立てているような方はまずおられないわけです。土日に子どもたちをどこかで面倒見てくれとあって、これが文科省から今度は各都道府県に流され、都道府県では今度各市町村に流される。本当にこれ、各市町村、流された市町村は困惑すると思います。まず指導者がいないわけですから。われわれがいつも考えているのは、最後には兼職兼業の道しかないだろうというふうに思っています。

ただ、兼職兼業といったときに、前提にあるのは先生がたの多忙化解消。それから働き方改革。ここから出発しているわけですから、兼職兼業で、しかも施設も少ないですから、学校を使うということになれば、今までとも全く変わらないことが起きてくる。これはやはり、地方はここに必ず縛られると思うのです。ここをなんとかしていけるような方策を考えなくてはいけない。今、大坪委員からも話があったように、第一が校務である。部活動はその

次であると。こういうことでいくとすれば、文化活動、文化庁がしなければいけないこの文化活動の底上げといたしますか隆盛化を、これは全く見込めないといたしますか、まずは校務ですと。この5ページにもあるように、丸の2つ目ですが、勤務校における業務内容や負担も勘案して許可する。これは第一に、業務内容、学校の校務が第一ですと。それに外れる場合は許可しませんよということになるとすれば、これは文化活動の衰退にしかならない。これは、誰が子どもたちの目の前にいて面倒を見て、子どもたちの文化活動を支援するのかということ考えたときに、これは地方ではまず、本当に立ち行かないようなことになるのではないかというふうな気がします。まずは兼職兼業をした際の先生がたが、校務分掌などについても全く他の方々と同じように当然されるわけでしょうから、今私の周りもみんなそうです。合唱部の、本当に全国大会で大活躍している先生がたもみんなクラス担任をし、教務主任をし、あるいは学年主任をし、というようなことをしながら、本当に踏ん張りながら、それでも文化活動を続けている。そういう先生がたが今までと同じように兼職兼業をしながら、校務分掌は他の先生がたと、部活も何もしない先生がたと同じように校務分掌をして、挙句土日もやるという。多忙化解消には全く反するようなことをせざるを得ない地方の実態というのも、ぜひご理解いただきたい。大都市部以外は大体そうです。どこの県においても。先生がたは本当に踏ん張ってやっているという状況です。これをご理解いただきたいというふうに思います。

(北山座長)

ありがとうございます。地域によってさまざまな事情とか多様性というのがあるかと思いますが、やはり兼職兼業を行うに当たっては、校務との関連ですとか、あるいは学校での管理者の問題ですとか、そういうことの詳細について今後検討していかなければいけないなと思って聞かせていただきました。石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

今、合唱連盟さんからもご発言があったので、今度は吹奏楽連盟の内情も少しお話しさせていただきます。まずこの地域移行がどんどん進んでいきますと、やはり地域で子供たちに教える指導者の確保という問題が出てきます。この件で全国の先生方からお話を聞いていると、人の確保というのは本当に難しいと言われてしまいます。私も、5月に行われました吹連の全国総会で各県連の先生方に次のようにお願いしました。人材は、吹奏楽連盟が責任をもって育成していかなければならない。その中で、退職された先生方の中でこれからもご指導できる方、先生方の教え子で、例えば音楽系の大学に通われていたり、現在音楽に親んでいる大学生とか、そのような方々を育てていって、地域の指導者にすることをやって欲しい。そのようなことをやらないと、最終的には結局先生方に頼らざるを得なくなるという現実になる。それでは今すぐにそのような方々が集まるかということ、吹奏楽の世界では難し

い。よく外部の方から、楽器を吹いていたのだから指導できるだろうみたいな言い方をされるのですが、自分で楽器を吹くことと、子供たちに木管や金管、打楽器の指導を一つ一つやっていくということは全く違い、そんな簡単なことではない。実際、自分で指揮を勉強したり、指導のノウハウを勉強しなければならないという現実がある。だからそのところが頭の痛い問題で、最初のうちはとにかく兼職兼業の先生方にお任せして、つないでいくしかない。そうしないと吹奏楽という音楽文化が消えていってしまう。そんな危機感を私は常に持っています。ですから、兼職兼業を認めることをお願いします。この資料の中では認めてくださっているの、なんの異議もなくありがたいと思っています。

ただやはり、先程菅野委員もおっしゃっていましたが、兼職兼業を行った先生に、今後すべての負担が一気に掛かっていくことにはならないように。具体的に言うと、学校内で兼職兼業をやらない方と兼職兼業をやってくださる方が同じ仕事量で、兼職兼業をやってくださる方に「ありがとう。それではあなたがやってくださいね。」だったら、これはアンバランスです。このようなことにならないよう、きちんと配慮してください、みたいな文言を入れていただけるとありがたいです。そうでないと、兼職兼業のやり手がなくなったら、吹奏楽活動は終わってしまいます。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。兼職兼業が認められたときに、学校内での他の業務や他の教員とのバランスの難しさがあるということと、兼職兼業を認められた教員、あるいは退職された教員で、当面は指導者がある程度確保できたにしても、それから先の持続可能な指導者の確保ということがやはりこれからの重要な課題になるというご意見だったと思います。村田委員、どうぞ。

(村田委員)

兵庫県の村田です。お願いになるのですが、そもそも地域移行をするに当たっては、人材確保のことも含め、連絡調整が重要になってくるというふうに思っています。今回のこの資料の中で、例えば2ページや、7ページに委員会を設けてとか、協議会を設けてそれぞれの体制整備をするというふうに書かれています。このことは、重要だと思うのですが、まずそれをやるに当たって、誰が中心になるのか、多分学校というのは難しいかと思うのですが、自治体になるのだろうかと思うのですが、その辺の自治体なのか、あるいは団体が中心になるのか、それぞれの役割をきっちりと明確にさせていただいた上で、ある程度こんなふうにしましょうということを明記する必要があるのではないかなと思います。

委員会を設けることは大事ですと書かれても、では、誰がどのようにするのかといったことが、実際にするには必要だと思っています。ですので、例えば事例を参考で出していくのであれば、その中で書いていただくといい、少し工夫をしていただければありがたいかなと思っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。具体化するに当たっては、誰が何をどのようにするかという事例に基づきながら、具体策を示していかなければいけないと思っております。

吉田委員、どうぞ。

(吉田委員)

富山県、吉田でございます。よろしくお願ひいたします。事例等、今、文化庁のほうでまた出していただけるということは大変ありがたく思っております。現在、本県でも各市町村において具体的に検討に入っているところが増えてきているところでございます。やはり都市部、そして郡部で非常に事情等も違いますので、多くの先進的な取り組み事例、あるいはモデル等を示していただければありがたいと思っておりますし、今現在、市町村のほう進めているところが、現在進行形ということもありますので、また早めにお示しいただければ大変市町村、自治体にとっても参考になるのではないかなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

(北山座長)

ありがとうございます。具体的なご意見やご要望を頂きましたが、大体出ましたでしょうか。齊藤委員、どうぞ。

(齊藤(忠)委員)

指導者の確保ということが大変な状況はあると思うのですが、併せて質の確保ということも非常に重要で、学校で通常行っている顧問の先生がそのまま兼業でということであれば、生徒指導等のことも含めて、子どもたちのことを理解して指導できると思うのですが、一般の方が指導される場合は、単なる技術的な指導だけではなく、さまざまなことについて理解しなければいけないと思うのです。その上で、どこかで話は出ていたような気もしますが、指導者の資格というのか、認定制度みたいなものをどこかで考えないと、誰でも取りあえず手を挙げていただいたらできるというものでもないような気がします。指導者の質の確保に当たって、その制度化については現在考えられているかどうか。質問と、できればそういうことを考えなければいけないのではないかという意見も含めてですが、その点についてお聞きしたいと思います。お願いします。

(北山座長)

ありがとうございます。指導者の質ということに関しまして、私もいわゆる資格の認定、検定試験のようなものも含めましていろいろ調べてみました。結構いろいろなものがあるようで、今後それらの中からうまく利用していくことになろうかと思いますが、今の時点で何かお考えのようなものがありましたら、事務局から伺えますでしょうか。

(事務局)

大変重要なお指摘、多岐にわたっていただきましてどうもありがとうございます。今、齊藤委員から頂きました認定の話につきましては、既に民間の団体等で一部やっていたところもあるというふうに承知しておりますので、まさにそういった事例を少し横展開していくような方策についても、われわれとしては考えていきたいというふうに思っております。それ以外につきましては、先日頂いたような、既に実践事例ということでやっていたものの中にも、研修動画の作成とか、そういった指導者というふうなことをやっていたところもございますので、そういったところの事例も分かりやすくまとめていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(北山座長)

石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

今、認定の話が出ましたが、実は先程述べた通り、吹奏楽は人材確保が非常に厳しい状況で、早く地域バンドの指導者を育成しなければいけないということは、各県の吹奏楽連盟にもお願いしているところです。今一番早く取り組んでいるところは千葉県吹奏楽連盟です。私が所属しているところですが、この秋に、一応希望者という形をとって認定講座を朝から夕方までの一日で実施します。そこに集まっていた方に、いろいろな講義を聴講していただいたり、バンド指導の実践を通して、一日講習を受けたら認定証を出すということになっています。このように吹奏楽連盟が先頭にたち、責任を持って認定し、指導者を育成しようと取り組んでいます。

ただ、認定証は千葉県内ならば有効だと思います。だから、県内であれば吹奏楽連盟認定の指導者だよ、と言えば校内に入ることはできると思いますが、もし、その方々が例えば東京とか埼玉とか茨城、栃木に行かれて、私は千葉県吹奏楽連盟の認定を受けていますと言っても他の都道府県でそれが有効になるのかどうか、そのあたりが実はまだ今後の課題になっています。だから全国規模の指導認定みたいなものがあれば良いのですが、北は北海道から南は九州、沖縄まで様々なご事情もあると思いますし、なかなか進みづらい状況です。先日の吹奏楽連盟の全国総会でもこのようなことはお話しさせていただきました。

何かわからないことがあれば千葉県吹連にお問い合わせくださいと言ってあります。

他の県でもできるならばやって欲しいとお願いはしましたが、会議後いろいろな先生方に「地方には地方の事情があってそんなにうまくいかないのだよ。」というお叱りに近い言葉も頂戴しました。たいへん悩ましいところです。ただ、やはり最後は吹奏楽連盟が少しづつでも吹奏楽の指導者を育てていくしかないのかな、という認識は持っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。吹奏楽連盟から現状についてのご報告をいただきました。文化部活動につきましては、合唱、吹奏楽、そして絵画とか、さまざまな分野が存在しますので、そういう分野ごとの違いですとか、あるいは地域の問題ですとか、そういったことも今後解決していかなければいけないと思います。また、指導に関するテクニックだけではなく、コンプライアンス関係のこととかは統一的に考えられるのかもしれませんが、またそれも今後の検討材料として重要なところになってくるかと思います。それでは、2つの議題につきましては皆さまからご意見を頂いたようですので、次の議題に移りたいと思います。

議事3「大会・コンクールの在り方」、議事4「地域の文化活動における会費の在り方」、議事5「保険の在り方」を3つまとめて進めてまいりたいと思います。それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

先ほどの資料の続きになります。まず8ページ、議事3の大会・コンクールの在り方です。ここは前文が長くなっておりますが、まず1段落目、中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等としては、主に1つ目として、中文連による全国中学校総合文化祭。それから2つ目、分野の団体が主催する全国大会及び各都道府県等の団体が主催する大会、その他というふうなところで分類をしております。

2段落目、分野によって状況は異なっておりまして、例えば吹奏楽部、合唱部においては、複数の大規模な全国大会と、各大会につながる都道府県大会、ブロック大会が行われていて、これに定期演奏会、イベント、行事などを併せて、イベント等に追われるという状況も見られるというふうにしております。一方で、美術部などにおいては、行事、イベント等に参加するものの競争性、頻度ということでは、必ずしも高くない状況が見られるというふうに一般論として述べております。

3段落目、こういった全国規模の大会、それからそこにつながるブロック大会等は、生徒にとって日頃の練習の成果を発揮する貴重な機会の提供、それから生徒の意欲を高め、技能向上に寄与してきたというふうなところをまとめております。一方でというところで、大会等の在り方につきましては、平成30年のガイドラインにおきまして、主催者は単一学校からの複数グループ参加、複数校の合同グループ参加、それから大会等の規模、日程の在り方、あるいは指導員による単独引率、外部人材の活用、こういったものに関する見直しですとか、関連規定の整備を速やかに行うというふうなことで示しております。それから、重ねて平成31年の中教審答申におきましても、そういった大会の関係規定の見直しを行うべき。あるいは、勝利至上主義を助長するような在り方の見直しを進めることも重要というふうな指摘をしているところであります。前文の一番下になりますが、具体的な改革の歩みはようやく緒に就いたばかりであり、大会等の在り方についてもいま一度整理するというふうな位置付けとしております。

8 ページ下になりますが、今後の大会等の在り方というところで、地域の団体等に所属する生徒の参加機会の確保について、①現状と課題です。複数校での合同グループの参加が可能な部門が設定されていたり、地域活動に参加している中学生が一般の部で参加可能であったり、それから単一学校から複数グループの参加を可能とするなど、さまざまな工夫が行われているのが現状かなというふうに思っております。9 ページの一番上の丸、ただしというところで、全国大会等につながる部門の参加資格は学校単位に限定されている。あるいは、地域団体等に所属する生徒が練習の成果を発揮して、他の学校や地域の団体等に所属する生徒との切磋琢磨ができる環境に限定が掛けられてしまう現状というのもあるというふうなところでまとめております。

②求められる対応ですが、令和 5 年度からの休日の部活動の地域移行が進んで、今後は地域の団体等に所属する生徒が増えていくことが見込まれると。こういった中で、国から大会等の主催者に対しまして、参加資格についてもあらためて学校単位でなく、地域の団体等の参加も認めることを要請するということと、国は、例えばその全国規模等の大会についてそういった地域団体が参加できる大会等に対して引き続き後援名義、賞の授与等の支援を行うというふうなことを必要性として書いております。

それから、(2) 全国大会をはじめとする大会・コンクールの在り方です。①現状と課題。文化部活動、大会・コンクールにはさまざまなものがある。先ほども述べたとおりです。総合文化祭につきましては、いずれも中学生の日頃の成果の発表の場となっているということ。①の 2 番目の丸ですが、大会等は、生徒が切磋琢磨する機会、あるいは専門的な活動に進むきっかけになる、あるいは技能向上等に寄与するというふうな成果もあるところです。ただ一部には、生徒や保護者、指導者が、練習の長時間化、過熱化、行き過ぎた指導等につながる状況等も見られるところです。今後の方向性というふうなところで、今後は生涯にわたって芸術や芸術文化と豊かに関わる資質、能力が育成できるものが望まれており、自分なりのペースで文化芸術に親しみたい生徒向けの活動、こういったことの充実についても望まれるところとしております。

②の求められる対応につきましては、少子化、学校の働き方改革の進展等々のそういった方向性を踏まえまして、あらためて関係団体等において大会の意義、あるいは生徒にとってふさわしい大会の在り方、適切な大会等の運営体制などについて検討をする必要があるとしております。それから、生徒の心身の負担、それから保護者による金銭等の負担、これが過剰にならないようにというふうなところで、こちらについても国から団体等に対して在り方検討を要請してまいりたいというふうに思っております。

2 ぽつ、大会・コンクール等の引率、運営に係る教師の負担の軽減の切り口です。

(1) 大会等参加の引率の、まず①現状と課題ですが、大会等の多くが休日に開催されていて、そこに、休日の大会に生徒を引率、指導する者。特に音楽系の場合については指揮者としてまず教師が想定されていると。熱意を持って当たる教師もいる一方で、負担に感じている教師もいると考えられるとしております。2 つ目の丸、大会等について、引率、指導、指

揮等に関する規定が必ずしも設けられているとは限らないが、日頃の指導面、あるいは生徒の安全管理面からは、顧問である教師が引率、指揮者として参加している場合が多くて、一部の自治体においては外部の指導者による引率を認めておらず、適切な外部指導者がいたとしても、教師が引率せざるを得ないところもあるというふうな実態を書いております。

②求められる対応ですが、大会への生徒の引率について、ガイドラインを改訂しまして、部活動指導員を配置している部について、原則として指導員が単独で担うこと。あるいは生徒数が多いことなどから、複数の者で引率する必要がある場合であっても、外部指導者、地域ボランティア等の協力を得るというふうなことで、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として整備する必要があるというふうにしております。そのためというところで、国は、主催者等に対して、繰り返しになりますが、参加資格の緩和と併せまして、引率規定の見直しということも図るように要請する必要があるというふうにしております。

(2) 大会運営への従事です。一番下の丸になりますが、大会の運営は主催者の団体等の責任によって行われるものであって、教師の本来の業務ではないというふうにしております。しかし、大会運営の協力が求められる大会もあって、そのような大会では、準備、運営の多くを教師が担っている実態があると。中には負担を感じている教師もいるというふうなこと。このような場合に、教師の立場として従事しているのか、あるいは個人の立場として従事しているのかというのが曖昧な状況にあるとしております。

こういった大会運営につきましては教師の献身的な働きによって支えられてきた面が大きいが、学校のみならずの社会全体での働き方改革が求められる中で課題を整理をして、教師の関与の在り方を見直していく必要があるとしております。

②求められる対応です。1つ目の丸、大会運営は、主催者である団体等によって、その所属する職員によって担われるべき。人員が足りない場合については外部委託をしたり、アルバイト等を雇用したりして補充すべきと。ただ、そのために国からもきちんと中文連、あるいは団体等に対しまして、適切なものになるよう見直すことの要請をする必要があるとしております。ただ、一方でというところで一番下の丸になりますが、教師の中には団体の役員等に就任して、活動に意欲を持って従事している方もいます。そういう中で、大会運営に従事するという事は、生徒の成果発表の場となる大会を開催する上で必要不可欠な場合もあります。そういった教師が、大会運営に従事することを希望する場合につきましては、先ほどの兼職兼業の許可を得る必要があります。国においては、ガイドラインを改訂しまして、このような役員等である者を含めて、教師が報酬を得て大会運営に従事する場合については、教育委員会において本人の意思、それから学校業務への影響、健康への配慮という観点から、大会運営に従事する日数等もしっかりと確認した上で、兼職兼業の許可を判断すべきということを示していく必要性というふうなことでまとめております。

12 ページからが、4つ目の議事の地域の文化部活動における会費の在り方になります。前段のところです。学校部活動においては、部費として一定の金額を集めているという現状。

ただし、教師が指導を担っているため指導料が生じず、比較的低廉な額になっているとしております。今後、生徒が地域活動に参加する際には、会費を支払うことになる。そうなった際に、部費と比べて金額が大幅に上がることがないように、適正な額の会費の在り方について整理をする必要があるとしております。1 ぼつ、適正な額の会費の在り方としまして、①現状と課題です。これは繰り返しの部分、1 つ目、前述のとおり、部費等として比較的低廉な額となっていると。2 つ目の丸といたしまして、地域部活動に参加する場合は回避の支払いが生じる。それにつきましては、団体がやはり継続的、安定的に活動機会を提供していくために必要なことではあるが、一方で保護者にとって大きな負担となるような額となると、そもそも活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりすることが生じる恐れとしております。

②求められる対応です。会費につきましては、保護者にとって大きな負担とならないようにすること。それから、施設についても先ほどのお話にありまして、低廉な額での利用を認めたり、送迎面で配慮したり、地方自治体や国からの支援を行う必要があるとしております。②ののところの 2 番目の丸です。指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方で、家庭の経済状況にかかわらず、会費の負担自体、あるいは部費と比べて金額が上がることに對しては強い抵抗感を示す保護者が出てくることも想定されますので、保護者の理解を得ていくことも必要というふうにしてしております。一番下の丸ですが、地域活動に参加する生徒、保護者、地域住民については、一方的にそのサービスを楽しむ消費者、受益者という立場だけではなくて、地域において質の高い文化活動を維持し、より良い地域の環境をつくっていく一員であるというふうな意識の醸成、こちらも必要だろうと。会費につきましては、サービスの対価というふうな趣旨だけではなくて、地域の活動の運営を担う一員として分担するものというふうな意識情勢も必要としております。例えば多世代が会員となっているような団体につきましては、全体の会費収入を活用しながら、児童生徒の会費を低額とするものとか、あるいは運営のほうに積極的に参加できるようにする。そういった取り組みを進めることも考えられるでしょうということにしております。

13 ページ、2 ぼつ、文化部活動に要する費用の徴収方法等です。①現状と課題ですが、学校によっては部費という形で集めずに、代わりに PTA 会費の中に部活動支援等の項目を設けている場合があると。この場合に、直接部費を支払ってないので、部活動は無料だというふうな誤解を保護者や生徒に生じさせているというふうな指摘があると。ですので、それからというところで、PTA 会費からの充当については、部活に入っていない生徒の保護者も負担していることとなりますので、事前の理解、了解を得ていない場合には、公平性の観点から課題ではないかというふうな指摘があるとしております。

②求められる対応ですが、費用の徴収方法については、保護者の理解が得られるようにしていく必要がある。特に PTA 会費から充当する方法とした場合については、保護者に対する事前説明。それから、活動に参加していない生徒の保護者に返金するといったような対応をする必要があるというふうなことを述べております。

3 ぼつ、経済的に困窮する家庭の生徒への支援についてです。①現状と課題ですが、困窮家庭においては会費を支払うことが難しく、活動に参加できないことも想定されると。ですので、経済状況等にかかわらず、誰でも文化芸術に親しむ機会を確保するということが重要な課題だというふうなことで課題を指摘しております。

②求められる対応です。例えばというところで、自治体において、こうした家庭に対する文化芸術に親しむための費用の補助、あるいは地元企業からの寄附等による基金創設といったことも考えられると。このような自治体の取り組みに対する国による支援方策というところについても検討をしまっているというふうなことを書いております。

最後の議事の部分、保険の在り方、14 ページ、15 ページのところですが。こちらは JSC の共済制度の話と、それからスポーツ安全保険の話が出てまいりましたが、こちらにつきましてはスポーツも文化部活動も入っているというふうな現状の前提でお話をさせていただきます。まず全文ですが、これまで学校の文化部活動で生じたケガ等につきましては、運動部同様に日本スポーツ振興センター、略称 JSC ですが、こちらの災害共済給付制度で補償することが可能という状況です。一方で、地域の活動であれば、この災害共済給付制度ではなくて、スポーツ安全保険といった民間の保険制度を活用することになっております。ですので、地域移行後もきちんとケガ等をして十分な補償を受けられるように、今回、本件の考え方についても整理をしております。

1 ぼつ、保険の加入。①の現状と課題ですが、地域の活動については、安心して参加できるようにスポーツ保険等に加入する必要があるということ。それから、指導を受ける生徒だけではなくて、指導者につきましても保険加入ということが望まれるとしております。

②求められる対応ですが、国は地域の団体等に対しまして指導者、あるいは障害のある生徒を含む会員の保険加入等を促す必要があり、また、法人向けの損害賠償責任加入、そういったことについても目配せをする必要があるだろうと。2 つ目の丸ですが、各分野の団体においては、分野の特性、あるいはこれまでの活動状況等を踏まえながら保険を選定していただきまして、各団体の加盟に当たっては指導者、参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、事故が生じても適切な補償を受けられるように環境整備をしていく必要があるというふうなことで考えております。

2 ぼつ、保険の補償内容ですが、①現状と課題です。地域活動を対象とする保険といたしましては、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険、こちらは文化の活動についても対象になっております。ただ、災害共済給付制度による補償内容と内容を比較いたしますと、スポーツ安全保険については賠償責任保険が含まれるので補償内容が手厚い面がある一方で、死亡等々の補償に関しましては、スポーツ安全保険のほうが保障額は低いというふうな現状になります。

そういったことを踏まえて、求められる対応といたしましては、地域活動を行う生徒、保護者が安心できるような災害共済給付制度同程度の補償を受けられるスポーツ保険の整備の必要性。これに関しましては国から安全協会に対しまして補償内容の充実を要請する必

要があるというふうにしております。以上、ご説明でした。

(北山座長)

ありがとうございました。大会・コンクール、会費、そして保険の在り方という3点についてご説明いただきました。それぞれ委員の皆さまからご意見、ご質問を伺いたいと思います。事務局のご質問に関しましては、その旨ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。野口委員、どうぞ。

(野口委員)

全国中学校文化連盟です。一番に書いていただいてありがとうございます。宣伝になりますが、今年度は全国総合分科会福岡大会です。8月の18、19を予定しております。よろしく願いいたします。昨年度は岩手大会だったのですが、余談ですが、緊急事態宣言、東京都は発出しておりまして、その中で参加をいたしました。やはり大臣の、子どもたちの発表の場を止めないでという一文が非常にありがたく、なんとか参加をさせていただいた次第です。とてもいい大会になりました。この引率のところに書いてありましたが、教員のほうも飛行機に乗る前に検査をし、会場に着いたところで「陰性でした」という形で入ってくる先生とか、皆さん本当に熱い思いで大会に参加できました。

もう一つですが、1つの学校単位で参加するというのは確かに多いのですが、ここに書いていただいたように、例えば地域の伝統芸能を発表するなどという場合には、いろいろな学校の複合体として、お子さまたちがもう既に出ておりまして、本文化連盟ではそれはOKです。いろいろなお子さまたちの発表が、なんとか可能になるようにという形で考えております。あとは、保険のこともこのようにいろいろ考えていただいてありがたいなと思っています。よろしく願いいたします。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。野口委員から、中文連の大会および活動についてご紹介いただきました。ありがとうございます。では、富士道委員、先に。

(富士道委員)

今の中文連さんからご説明があったのですが、その他、例えば吹奏楽連盟さん、また合唱連盟さんのほうから情報をお聞きしたいのですが、もう日本中体連では、既にスポーツ団体等の参加も認めますよということが承認をされて、今現在、各都道府県の中体連、体育連盟に対して参加条件について協議をしているというような実態があるかと思いますが、実際その吹奏楽連盟さん、そして合唱連盟さん、今どのような状況になっているか教えていただければと思います。

(北山座長)

ありがとうございます。ちょうど手が挙がっていましたので、石津谷委員。

(石津谷委員)

富士道委員のご発言ありがとうございます。実は吹奏楽連盟の現行のルールでは、例えば地域の中学生バンドが、地域バンドとして大会に出場する場合には中学校の部に出場することはできません。この場合は大人の部、すなわち一般の部での出場となってしまいます。今、地域移行が進んでいる中で、これはやはりおかしいだろうと我々も認識しているところです。それゆえ、ちょうどこの地域移行というタイミングでこの規定を見直そうと思っています。要するに、中学校同士の合同バンドとか地域の中学生バンドはちゃんと中学校の部に出場し、さらに現行では全国大会までは出場することはできないルールになっていますが、これも改正し全国大会までの門戸を開こうと検討しています。すでに小学校の部では合同バンドや地域バンドを認めたり、全国大会への出場も7～8年ほど前から実施しております。大学生は大学のキャンパスから1団体しか出場できないルールがあります。総合大学と同じキャンパス内に3つとか4つとかバンドを持っているところもある。これも希望する団体が出場できるように改革していく必要もある。我々としてはこれらの問題をできれば本年度までに結論を出し、できる限り早く、できれば来年くらいから新ルールの下でコンクールへの道を開いていきたいと思っています。

(北山座長)

ありがとうございます。吹奏楽連盟はかなり改革が進んでいるようですね。合唱連盟はいかがでしょうか。菅野委員。

(菅野委員)

今の吹奏楽連盟の話と似たところもありますが、地域移行の問題は、本当に降って湧いたような、これからその体制をつくっていかねばいけないというところで、組織の中でこの検討のプロジェクトを立ち上げ、これからその対応について考えていくというところで

少し前ですが、大学の部はとても衰退しておりまして、その大学の部については大学ユースの部という一般の団体も大学生も出ることができるような組織に変えております。同じように、今後は中学校と地域社会の団体をともに認めるような形に移行していかざるを得ないだろうということで、これからそれぞれの委員会で、組織検討の委員会、あるいはコンクール検討の委員会等で、その組織づくりに入っていくということになるかと思えます。これから先、当然前向きに考えていくという段階です。

(北山座長)

ありがとうございます。中文連も吹奏楽連盟も合唱連盟も、それぞれ新しい時代の大会の在り方についてご検討いただいているようで、学校だけではなく、これから社会に開かれていく、まさに文化活動の新しい時代が来るのかなというふうにも聞かせていただきました。他の方からご意見、あるいはご質問は。どうぞ、齊藤委員。

(齊藤(勇)委員)

日本地域部活動文化部推進本部の齊藤です。実践をしている内容から、まず会費といひますか、私どもは部活ということで部費と言っておりますが、部費と保険について簡単に触れてから、ここの文章について、意見を述べさせていただきたいと思ひます。まず部費のほうは、私ども再三申し上げた、県の大型の助成が5年間続いたものが終了しましたので、この2年間で、毎月1,000円、1,500円と部費を増額してきました。それはどうしてこういう費用がかかるのかということもきちんと説明した上で行ってあります。

あと、保険に関しましても、スポーツ安全保険は、5年前の創部当時からずっと加入してありましたが、最初は一番基本的な補償、年間800円の保険だったのですが、今現在は少し拡張した、送迎における事故への対応とか、あと自宅での個人活動までも対応する年間1,450円に加入しています。こちらの保険に最初から必ず入ることを条件に募集の段階から説明をして入部いただいています。なぜそうしているかといひますと、オンラインの活動を積極的に展開するようになりまして、自宅も子どもたちの活動場所になります。自宅でもし何かあったときもということ、そのあたりも保護者の皆さんにご理解いただき、また今年の場合、1年生の最初の募集案内の段階からそのことを明記して加入するようになっています。ぜひこの給付制度と同じ額の補償になるように働き掛けをしていただければ大変うれしく思ひます。

あと1つ、どうしてもこれだけは申し上げたいことが、この資料の12ページの丸の一番下のところ、いわゆる「一方的にサービスを享受する消費者とか受益者という立場ではなく」というこのくだり。私、地域で本当にこれから10年、20年、30年、この学校の部活動が長年築いてきたものを、今後地域で本当にずっと発展できるかできないかの、ここが分かれ目になるのではないかというぐらい非常に重要なことを述べていると思うのです。このくだり。会費の受益者負担の理解を促すために、ここに入っているのだと思うのですが、私、これは全体の前文に入ってもよいのではないかと思うぐらい大事な意識だと思ひます。といひますのは、私どもはNPO法人です。子どもたちはNPO法人が主催し、行っている事業にあたって、カテゴリー的に言うと部員でもあるのですが、いわゆるNPO法人の会員という立場にもなります。保護者も社会事業を支えるために会費を出すわけですが、それは一般的な習い事のように受けるだけということではなくて、自ら文化芸術とか、ここではあまり話題に出ませんが、科学、サイエンスの分野も含めて受益者ではなくて、自分が主体者としてその力を発揮し、そして地域に役立って、地域をより良くしていく、自分たちの社会を

豊かにしていく。そういう意識を持つには、自らの主体者意識が非常に重要です。

要するに自分たちが社会事業としての地域部活動の運営にも参画していくのだという意識を持つ。部費を払うのは習い事の月謝のように払うのではなく、ここで語る意識が大変大事だと思います。さらに具体的に言いますと、自治体が今後、人口減少とか税収不足で将来難しくなってお金がなくなったら、先ほど言った協議会とかいろいろなことで自治体が音頭を取ってやると思うのですが、最初のうちは動いても、そのうち税収が減ればみんな引いていって無くなってしまうということになる可能性が高いと思います。市民が自ら立ち上がって、自分が主体者意識を持って、この町をよくするという、子どもたちにもそういう意識が生まれないといけないし、大人も意識を変えていくために、ぜひこの文言は、この中に収めるのではなく、ぜひ前文に入れていただくぐらい重要な内容かと思いますので、意見を述べさせていただきました。

(北山座長)

ありがとうございます。具体的な会費や保険の実例をご紹介いただいて、さらに、受益者負担でやるのか、地域社会の文化活動でやるのかという、地域移行における重要な課題、出発点であるところのご意見をお聞かせいただきました。また、この文言についてのご意見に関しまして、事務局のほうで何かお考えがあれば伺いたいと思います。その前に大坪委員のほうから。

(大坪委員)

今のご発言と私は全く同感でして、やはり今回の資料の文章を読ませていただいたときに、こここのところに一番注目をいたしました。今回は、中学校の部活動の地域移行ということが主となっておりますが、その先には文化芸術の発展というのがあるわけですから、学校の中からしか合唱は聞こえてこない、学校の中からしか楽器の音は聞こえてこない、美術館にしか美術はないというような、そういった状況では決してないのだと考えます。社会全体で文化芸術活動を盛んにしていく、その一つの筋道として文化部活動の地域移行があるという位置付けが必要になってくるだろうと思います。この委員会の当初のところでも部活動をそのまま地域に振ったら、「学校でやっていたことを地域に押し付けるのか」というような意見が出てくる可能性がありますというご意見もありました。そうではなく、やはり文化芸術はそもそも市民の間で、市井の中で生まれ、発展するものであって、それを、文化庁を中心として助成していくというスタンスであるべきだと考えます。ですから制度改革としては、先ほどスポーツ庁さんのほうからご説明があったように、ある程度の時間、タイムスケジュールを考えてやっていかなければいけないと思いますが、この改革自体には永遠に続くような長いスパンで考えた文化芸術の発展ということを柱にして、私はこの制度改革を進めていただきたいというふうに思っております。以上です。

(北山座長)

大事なことを伺いました。それでは石津谷委員。

(石津谷委員)

大会運営のことについて、現状だけ少しご報告させていただきます。全国各地で間もなく吹奏楽コンクールの地区大会が始まり、県大会、支部大会、全国大会という流れになるのですが、大会に従事している先生方は、そのほぼすべてが県連や支部吹連の役員の先生方なので、嫌々やられている人はいないと思います。それにかかる経費、交通費とか日当も吹連持ちなので、学校とか教育委員会にご迷惑はお掛けしていないはずですが、ですから、この資料には大会役員に無理やり出されたみたいなお内容が書いてあるのですが、それは少なくとも吹奏楽連盟の大会においてははないのではないかと思います。ちなみに全国大会の中学校、高校は名古屋で行っていますが、愛知県吹奏楽連盟や東海吹奏楽連盟の先生方が主体的に運営され、数が足りないところは大会運営に精通した大学生とかにお願いし運営しております。毎回スムーズに運営されております。

さらに資料には外部の人間も登用するようにも書いてあるのですが、外部の人間が生徒達の誘導、会場内外の整理、ステージ転換などの仕事をやることには無理があります。通常、手が足りない時にはガードマンを雇う時もあります。やはり大部分のところでは、仕事に精通した県連の役員が取り仕切ることが多いです。

コロナ以前では、ステージ係などの仕事は高校生にお願いしていましたが、コロナ以降は大人の役員がやっております。

ここに書かれているような無理やりやらせるということはないと思いますのでご理解ください。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。スポーツ庁における運動部の大会との関わりから言いますと、運動部のほうでもいろいろとご意見のあるところですが、聞くところでは、慣れていない競技の審判をさせられることが非常に苦痛であるという顧問の方が多いようです。しかし、合唱や吹奏楽の場合は先生がたご自身が出場者であり、そして裏方でもあるという点で違いがあるようです。私が見させていただく範囲でも、中学校のコンクールの場合は高校生が裏方のお手伝いをするという具合に教育的な場としても機能していて、その辺が文化部の大会における顧問教員の関わり方なのかなというふうに思いながら聞かせていただきました。ありがとうございます。

(石津谷委員)

付け加えをよろしいでしょうか。演奏を審査するのは審査員の仕事で、すべて専門の方々ですので、学校の先生達が審査をしたりということはありません。このあたりは北山先生が

おっしゃった通りです。

大会運営に関しては、たぶん合唱連盟さんも同じようにやられていると思います。合唱連盟さんは私みたいな合唱のことを理解していない人間を審査員になどはしないはずで、このあたりは各連盟はしっかりやっていると思います。

(北山座長)

ありがとうございます。富士道委員、どうぞ。

(富士道委員)

先ほどのお話で、県連の役員さんとしてやっていらっしゃるのですと、これ服務上は、そうすると職免、もしくは休暇で参加されているのですか。

(石津谷委員)

基本的には休暇だと思います。大会の役員には基本的には休暇で行くので、職免にはならないと思います。千葉県の場合は多くの先生方が休暇を取られて従事されているようです。

(富士道委員)

もう一ついいですか。14 ページの保険の件なのですが、これ事務局にお聞きしたいのですが、1 の保険の加入の②の求められる対応の中の文言なのですが、まず一つは 2 行目です。保険加入等を促す。スポーツ庁さんの提言のほうには、これは加入だけであったので、ここには等が入っているのですが、この「等」というのは何を指されるのか。それからまた、スポーツ庁さんのほうの提言ですと、これは強く促すという、「強く」が入っていたのですが、これが今回抜けているのですが、これは運動部活動に比べて文科系のほうはリスクが小さいというふうな理解なのでしょうか。お願いいたします。

(北山座長)

これにつきまして、事務局からお願いいたします。

(事務局)

富士道委員ご指摘のとおり、リスクというところでかなりケガとかそういった危険性という観点から、少し強度が違うかなというところでの文言の調整でございました。

(北山座長)

ということでよろしいですか。富士道委員、どうぞ。

(富士道委員)

その「等」というのは何を示すとか。

(事務局)

特段意図が、何か等で具体的な想定があるというふうなところではございません。

(北山座長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。そろそろ時間にもなってまいりましたが、まだこれを言わなければというようなことがございましたら伺いますが。齊藤委員、どうぞ。

(齊藤(忠)委員)

先ほど、例えば中体連の大会に地域のスポーツクラブの参入が可能であるというような、そういうルールが改訂されていくわけですが、これは音楽でも、例えば吹奏楽って今お話があったように、例えば地域で中学生を、それなりのプロの方が指導されて、プロの方が指揮されてという、そういう団体が誕生していくと、一般の中学校で普通に指導して出場する子どもたちが、ある意味では不平等というか、差が生じてくるわけですよ。

そうであれば加熱するところはかなり加熱するでしょうし、ある意味では、ちょっと自分たちの普通の学校でやっているのは厳しいかな。それが地域に移行するというこの一番大事なところだと思うのですが。なので、今回このコンクールとか大会の規定が大きく変わってくる中で、その先に行き着くところが、例えばスポーツから離れる子どもたちとか、吹奏楽とか音楽から離れるような、そういうことにつながらないようにしなければ。先ほど大坪委員から話があったように、この改革のその先には、さらに文化を広げていくとか、スポーツの世界を広げていくというところにあるので、このルールの、規定のこの変更というのは非常に難しさがあるなと思ってお聞きしていました。そうなのであれば石津谷委員のところは、合唱連盟さんは本当に苦勞されて、どういうところまで制限して、どういうところまで緩めるかというこのバランスが非常に今後大きく影響するなと思って、難しい選択だなと思っております。感想ですが、しっかりと考えなければいけないなというふうに感じました。

(石津谷委員)

ご指摘ありがとうございます。実は先程申した通り、中学校のバンドが中学校の部に出場するのは当たり前だろうという考えは持っていますが、只今ご指摘の通り、指揮者の資格のような問題も出てきます。また、指揮者が複数の団体を指揮して出場してくることも予想されます。そうなった時、それをすべて認めてしまうのか。最終的には子供達の利益も考えて結論を出さなければならぬと思っていますが、なかなか難しい問題です。

また、部門の名称を変えて、「地域バンドの中学生も出ていいよ。」の他に深い問題もあり

ます。例えば、地域の子供達を集めるだけ集めておいて、上手な子達だけを選抜して大会に出場させ、上手じゃない子達は「お前たちはちゃんと吹けないんだから、楽器運びが仕事だよ。」みたいなあこぎな指導者が現れることも予想されます。そのあたりをどのように歯止めをかけていくか等、いろいろなルール作りも必要ではないかと思っておりますので、ご期待に添えるよう頑張りたいと思っております。

(北山座長)

ありがとうございました。全ての子どもたちが平等に参加したい活動に加わって楽しんでいける環境、そしてそういう環境をつくることによって持続可能な社会の文化を築いていくというのがこの改革の目的でありますので、これから具体的な現場での改革に移っていくに当たり、各団体さんでそのような工夫をしていただきたいと思います。それでは、もう時間もそろそろ終了時間になってまいりましたので、以上でよろしいでしょうか。

それでは、議事の 5 まで終了いたしましたので、議事 6、「その他」に移らせていただきます。ここで今後の会議の予定についてですが、現在のところ、第 1 回会議において決定しておりましたとおり、7 月を目途に提言をまとめる予定で進めてまいりましたが、現在の状況等を考えまして、座長代理や事務局とも相談しましたところ、8 月上旬に最後の会議を開催し、提言をまとめるようにご提案したいと思っております。皆さまから特段のご意見がなければ、このように進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。また、本会議では次回以降の提言案に入っていく予定でございますが、各関係団体からご意見を頂きたいと思っております。詳細につきましては、今後事務局から連絡がございますので、ご承知おきいただければと思います。

私のほうからは以上ですが、その他について何かございますでしょうか。事務局からもよろしいでしょうか。それでは、本日予定しておりました議題はこれで終了いたしました。長時間にわたりありがとうございました。最後に事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願いたします。

(事務局)

長時間ありがとうございました。次回の会議日程についてご案内申し上げます。第 5 回、次回ですけれども、7 月 12 日の火曜日の 14 時から 16 時で開催予定としてございます。会場は同じく当会場を予定してございます。以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございました。それでは、本日はこれにて散会いたします。皆さま、ありがとうございました。